

2015年6月19日

原発再稼働をめぐる司法の判断はなぜ分かれたのか
司法と市民の力で原発を止めるために



伊方原発訴訟が闘われた伊方原発
2014年4月 撮影 海渡雄一

弁護士 海渡雄一

(日弁連元事務総長
脱原発弁護団全国連絡会共同代表)



3. 11後の司法のあり方と 大飯原発差し止め判決



2011.7. 16

脱原発弁護団全国連絡会結成

- 全国で原発訴訟を提起し直す
- 情報共有して助け合う
- 最近提訴される訴訟弁護団には若手弁護士が多く参加している。
- 島根、玄海、大間、上関で法廷での闘いが続いている。泊、福井、伊方、玄海、川内、柏崎、福井でも新たな提訴が進んだ。
- 弁護団には、全国で300人以上が結集
- 原告団の連絡会も結成が予定されている

岩波新書「原発訴訟」出版(2011.11)



○原発訴訟の歴史と理論的な争点をまとめ、裁判所の判断の誤りがどこにあるのかを明らかにしたかった。

○全国の連携で、裁判官を励まし、原告勝訴判決を抵抗なく書ける環境を作る。

○裁判官と討議のできる審理形式を通じて、裁判官の知識を進化させ、確信を持って判決を書いてもらう工夫をしたい。

○3.11後に原発訴訟を闘う、原告と弁護団に、過去の歴史だけでなく、新たな原発訴訟の勝利の方程式を示したかった。

原発訴訟ルネッサンス

- 3. 11時に係属していたのは6件、再稼働の可能性のあるすべての原発に対して、運転建設差し止め訴訟を提起していくこととした。
- 現在、女川、東通を除いてすべての原発に対して差し止め訴訟が提起され、再稼働の近い原発には仮処分が申し立てられている。
- 仮処分で勝てば、原発の再稼働は現実に止められる。

2014/5/21

福井地裁 大飯原発差し止め判決

- 原発訴訟全国提訴の最初の成果である。
- 私は第1回口頭弁論での弁護士団意見陳述をした。
- 原発訴訟の歴史を総括して、「福島原発事故には、司法にも責任がある。この裁判で二度と福島を繰り返さない基準を打ち立てて欲しい。」と述べた。



判決の基本的な考え方

- 人の生命を基礎とする人格権は、我が国の法制下でこれを超える価値を他に見出すことはできない。
- 原発の稼働は経済活動の自由という範疇にあり、人格権の概念の中核部分より劣位に置かれるべきだ
- 「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」
- 福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」、差し止めが認められるのは当然だ。

司法は生きていた



耐震設計の三つのレベル

- 1260ガル クリフエッジ これを超えると過酷事故が避けられない
- 700ガル 基準地震動 これを超えると厳しい耐震設計がなされている機器も損傷する可能性がある。
- 700ガル以下 この程度の地震動でも、外部電源、主給水配管は損傷する可能性がある。

基準地震動設定の失敗

- 過去10年間足らずの間に5回の失敗
- 設定の手法が改められていない以上、これからも誤る可能性がある。
- 科学的な論争には踏み込まないが、安全性が保障されていないことを強い論理で論証した。
- この判決を高裁で守り抜くことが必要。

原発事故を防ぐことが司法の責務

- 原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。
- 本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい。

地震科学の限界

- 我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていない。
- 地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。
- 地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるがその発生頻度は必ずしも高いものではなく、正確な記録は近時のものに限られ、頼るべき過去のデータは極めて限られている。

基準地震動想定への失敗

- 現に、全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である。
- 地震の想定に関しこのような誤りが重ねられてしまった理由については、今後学術的に解決すべきものであって、当裁判所が立ち入って判断する必要のない事柄である。
- これらの事例はいずれも地震という自然の前における人間の能力の限界を示すものというしかない。

10年以内に5回も基準地震動を超えている！

- ① 2005年8月16日／宮城県沖地震／女川原発
- ② 2007年3月25日／能登半島地震／志賀原発
- ③ 2007年7月16日／新潟県中越沖地震／柏崎刈羽原発
- ④ 2011年3月11日／東北地方太平洋沖地震／福島第一原発
- ⑤ 2011年3月11日／東北地方太平洋沖地震／女川原発
- 石橋克彦氏によれば、実は5回ではなく、7回だという。東北地方太平洋沖地震時の東海第2原発と2012年4月7日の余震時の女川原発でも基準地震動を超えているという(石橋克彦「原発規制基準は『世界で最も厳しい水準』の虚構」『科学』2014年8月号 岩波書店 876ページ)。

過去の誤りが正されない以上これからも誤る可能性がある。

- 本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づきなされたにもかかわらず、関電の大飯原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない。
- 実際に過去に誤りを重ねてきたという誰にでも理解可能な「実績」を重視し、それと同じ手法が根本的に見直されることなく用いられている以上、また同じ過ちを犯すかもしれないではないかと、これまた誰にでも理解できる論理で問題を指摘した点が画期的だ。

大津地裁仮処分決定

裁判所は安全性を認めていない

- 2014年11月27日に、却下決定。
- 今回の決定は、結論こそ却下であるが、その理由を「規制委員会がいたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは考えがたい」と説明している。
- 規制基準に適合しているという

平均像をもとに基準地震動とすることに合理性があるか

- 自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあたって、直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか。
- (地震学は、)研究の端緒段階にすぎない学問分野であり、サンプル事例も少ないことからすると、着眼すべきであるのに捉え切れていない要素があるやもしれず、また、地中内部のことで視認性に欠けるために基礎資料における不十分さが払拭できないことなどにも鑑みると、現時点では、最大級規模の地震を基準にすることにこそ合理性があるのではないか。



再稼働を現実に止めた 高浜仮処分決定

4. 14高浜原発差し止め仮処分決定

- 大津の却下決定が申立の契機になった。
- 2014.12 申立 関西電力は審理入りを引き延ばした。
- 2015.1.28 第1回審尋
- 関西電力にそれ以上のものはもう出ないこと、すなわち争点はこれ以上広げないことを確認し、関電側に認めさせた。
- 裁判長は双方に対して、次回の審尋期日までに主張立証を尽くすよう指示し。裁判所から求釈明を出した。3月11日に期日を指定した。

3.11 審理終結から4.14決定へ 関西電力と裁判所の緊迫したドラマ

- 関西電力は第2回期日の直前に、地震や設備等に関する専門家意見書の提出、関電職員による口頭説明などを要求。
- 裁判長は、高浜と大飯の審理を分離し、大飯の次回期日を5月20日に指定。
- 「機は熟している」と樋口裁判官が言った段階で、関電側の代理人は裁判官忌避を申し立てようとして立ち上がったが、そこを樋口裁判長は「まだ話の途中です」と制して今後の日程や求釈明についても最後まで話しきり、その後関電の代理人が裁判官忌避を申立てた。
- 地裁、高裁が忌避を却下。
- 樋口裁判長は名古屋家裁に転任したが、職務代行辞令をとり、4.14自ら決定した。

司法が現実的に再稼働を止めた



高浜原発3、4号機の再稼働を差し止める仮処分決定が出て、幕を出して喜ぶ申立人と弁護団ら。手前左端は河合弘之弁護士共同代表 = 14日午後2時7分、福井市の福井地裁、筋野健太撮影



福井地裁・大飯原発判決を、大幅にバージョンアップした決定内容

- 原子力規制委員会の新規制基準の合理性と信頼性を真正面から否定した。
- 基準地震動がこれまで地震の平均像を基礎として導き出されてきたことを批判。
- 万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を、過去の地震の平均像をもとに策定することに「合理性は見出しがたい」と断じている。
- 基準地震動を超えた五回の地震という実績だけではなく、理論においても、規制委員会の基準地震動は信用できない。
- 規制基準は「緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである」と述べて、規制委員会の新規制基準を真正面から批判している。

基準地震動を解く

伊方原発

四国電力伊方原発の基準地震動570㏪は、調査に基づいて活断層の位置や形状で原発に最も影響が大きいとなるよう計算した断層モデルと(小規模な地震観測記録から大規模地震の波形を合成してつくり出す)経験的な方法で総合的に決められている。

基準地震動は計算で出した一番大きい揺れの値のよつに思われるところがあるが、そのことはいない。(四電が原子力規制委員会に提出した資料を見る限り、570㏪じゃないといけないうち根拠はない。もしも570㏪と大げんかしてもいい。

3 京都大名誉教授 入倉 孝次郎氏

3/29 余裕ある設計 確認重要



いりくら・こうじろう 68年京都大学大学院理学研究科・地球物理学専攻博士課程中退。同大副学長や日本地震学会会長などを歴任。01~12年、内閣府原子力安全委員会専門委員。強震動地震学。73歳。

がずれた時のエネルギーを使って計算方法を提案し(示す)応力降下量だ。できたが、これは地震の平均像を求めるもの。平均で、(四電が不確かさ均からずれた地震はいく値で、)1.5倍にらでもあり、観測そのものを考慮して)ある。基準地震動はできるだろう。あるとしたら(断層)安値。私は科学的な式をけ余裕を持って決めた方が安心だが、それは経営判断だ。四電は570㏪に關して原子炉や建屋、配管など数千~1万カ所をチェックした。基準地震動を上げれば設備を全て調べ直さないといいので大変だろう。しかし、基準地震動を570㏪のままにして、それを多少超す地震が来たとしてもすぐ壊れることばないと思う。680㏪がとしていた女川原発(宮城県)でも、東日本大震災のときに800㏪を超す地震動だったが耐えられた。伊方でもそれぐらいの余裕は持って造られているはず。基準地震動以上の揺れでも大丈夫なよつに余裕のある設計が行われるべき(聞き手・藤中潤、阪和)

審査体制は、原子力規制庁内部に地震学や地震工学などの十分な知見を持った人がちゃんとチェックする状況が望ましい。今回は島崎邦彦委員長が長代理がいるが、全ての地震のことを知っているわけではない。だからサボトする人が必要になる。

見苦しい入倉孝次郎教授の言い訳

4点について安全技術面における脆弱性を指摘し、規制基準の改定を求めている


- 1) 基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する
- 2) 外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする
- 3) 使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む
- 4) 使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震性をSクラスにする

第一陣の備えが貧弱のため、いきなり背水の陣となる多重防護

- 多重防護とは堅固な第一陣が突破されたとしてもなお第二陣、第三陣が控えているという備えの在り方を指すと解されるのであって、第一陣の備えが貧弱のため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防護の意義からはずれるものと思われる

規制委員会田中委員長 事実誤認発言には根拠がない

- 決定の一部ではこの「冷却設備」が「給水設備」と書かれており、規制委員会の田中委員長が決定の翌日の会見で、給水設備はSクラスで、決定には誤りがあるなどと批判している。
- 冷却設備がBクラスであることは、関西電力が認めている。
- 決定の他の箇所ではきちんと「冷却設備」とされており、文脈からは冷却設備を指していることが明らか。
- 単なる誤記を鬼の首でも取ったように言いつるのはフェアな態度とは言えない。



鹿児島地裁 川内原発
仮処分却下決定
我々はどこで負けたのか

2連勝のはずが なぜ勝てなかったのか



我々はここまで追い込んでいた

- 本件仮処分決定においては、原子力規制委員会が定めた安全目標が達成される場合には、健康被害につながる程度の放射性物質の放出を伴うような重大事故発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことができ、そのレベルの安全性が達成された場合には、絶対的安全性が確保されたといえない場合であっても、周辺住民の生命、身体等の人格的利益の侵害又はそのおそれがあるとは認められないことを前提とした判断をしたものである。

更に厳しい基準で原子炉施設の安全性を 審査すべきであるという考え方も成り立ち 得ないものではない

- もっとも、地震や火山活動等の自然現象も十分に解明されているものではなく債務者や原子力規制委員会が前提としている地震や火山活動に対する理解が実態とかい離している可能性が全くないとは言い切れないし、確率論的安全評価の手法にも不確定な要素が含まれていることは否定できないのであって、債権者らが主張するように更に厳しい基準で原子炉施設の安全性を審査すべきであるという考え方も成り立ち得ないものではない。
- したがって、今後、原子炉施設について更に厳しい安全性を求めるという社会的合意が形成されたと認められる場合においては、そうした安全性のレベルを基に周辺住民の人格的利益の侵害又はそのおそれの有無を判断すべきこととなるものと考えられる。

地震想定において平均像からのかい離を考慮することは望ましい

- 住民側「の主張するとおり、既往地震の観測記録を基礎とする平均像を用いて基準地震動を想定するに当たって、その基礎データ上、実際の地震動が平均像からどれだけかい離し、最大がどのような値となっているかを考慮した場合には、その考慮によってより安全側にたった基準地震動の想定が可能となるものと解される。・・・深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑みれば、上記のような考え方を採用することは基本的に望ましいともいえる。」(129頁)。しかし、本決定は、地域特性の異なる既往地震は基準地震動策定の基礎とすべきことにはならないとしたのである。

九州電力が主張するように付加的・補完的なものと位置付けることは不当

- また、本決定は、震源を特定せず策定する地震動について、九州電力が主張するように付加的・補完的なものと位置付けることはできず、新たな知見が得られた場合に、これらの観測記録に基づいて「震源を特定せず策定する地震動」の評価を実施すべきであると述べた(148-151頁)。
- この判示は、住民らの主張を一部容れたものであるが、最終的にはそれが最新の知見であるから合理的であるかのような結論を導いている。
- 最新の知見であっても、現時点で安全上問題があることを認めながら、再稼働を許した決定は不当の極みである。

適合性審査に専門家の関与はない

- 本決定は、「原子力規制委員会は、本件原子炉施設に係る火山事象の影響評価についても、火山学の専門家の関与・協力を得ながら厳格かつ詳細な調査審議を行ったものと評価できるから・・・不合理な点は認められない」とする。
- これは、完全な事実誤認である。
- 川内原発の火山影響の審査過程で、火山学者は誰も招聘されていない。
- 火山影響評価ガイドをつくる段階で、一度だけ、中田節也氏が招聘されたただけである。

火山学会の多数は破局噴火の可能性は低いとする判断は事実誤認

- 本決定は、破局的噴火の活動可能性が十分に小さいといえないと考える火山学者が、一定数存在することを認めつつ、火山学会提言の中で、この点が特に言及されていないことから、火山学会の多数を占めるものではないなどと判示している。
- 石原火山学会原子力問題委員会委員長が、適合性審査の判断に疑問が残ると述べたことを無視している。
- 決定は、他の箇所では「火山学者50人にアンケートを実施したところ、そのうち29人がカルデラ火山の破局的噴火によって本件原子炉施設が被害を受けるリスクがあると回答したとの報道がある」と認定しており、学会の多数が規制委員会の決定に疑問を呈していることは明らかである。

火山噴火予知連絡会会長藤井敏嗣 東大名誉教授のコメント

- 現在の知見では破局的な噴火の発生は事前に把握することが難しい、新しい規制基準ではモニタリングを行うことでカルデラの破局的な噴火を予知できることを暗示するなど不合理な点があることは火山学会の委員会で既に指摘している。
- 火山活動による原発への影響の評価について、火山の専門家が詳細な検証や評価に関わったという話は聞いたことがない。
- カルデラ火山の破局的な噴火については、いつ発生するかは分からないものの、火山学者の多くは、間違いなく発生すると考えており、『可能性が十分に小さいとは言えないと考える火山学者が火山学会の多数を占めるものとまでは認められない』とする決定は実態とは逆で、決定では破局的噴火の可能性が十分低いと認定する基準も提示されていない。
- 今回の判断は、九州電力側の主張をそのまま受け止めた内容で、しっかりとした検討がされていないのではないか。

火砕流噴火の予知が困難なことは裁判所も認めている。

- 原子力規制委員会及び原子力規制庁の認識としても、火山ガイドの策定時においては、破局的噴火の前兆現象を確実に把握でき、その把握から噴火に至るまでの期間が数十年程度あることを前提としていたことがうかがわれる(甲70, 乙30, 84)。
- 破局的噴火の前兆現象としてどのようなものがあるかという点や、前兆現象が噴火のどれくらい前から把握が可能であるかといった点については、火山学が破局的噴火を未だ経験していないため、現時点において知見が確立しているとはいえない。

即時抗告理由書

原告団と脱原発弁護団のHPで確認して下さい。

- 福島原発事故の被害
- 安全目標の規制上の位置づけ
- 確率論的安全評価の成熟性
- 基準地震動と平均像、不確かさの考慮の関係
- 地域特性論
- 安全余裕やSAを基準地震動の適切さの判断に取り込むことの不当性
- 火山 火砕流発生の可能性
- 火山 火砕流の事前予知はできないとの判断と結論との矛盾
- 避難計画の実効性



福島原発事故

福島第一原発を襲った地震と津波



地震で、倒壊した 福島第1原発の外部電源





浪江の悲劇こそすべての日本国民
が共有すべき原発被害のシンボル

災害の深層を知ることが すべての出発点

- 生業とふるさとを奪われた福島悲劇
- 倒れた家屋の下や津波の被害者で生きていたかもしれない被災者を現場に残したまま、避難しなければならなかった。
- おびただしい災害関連死
- 原発周辺町村は長期にわたり帰還困難
- 甲状腺ガンが事前の想定よりも多く発生している。

請戸の浜に立つと今も助けを求める泣き声が聞こえる。翌朝の救助活動の準備のために浜を回った消防団員は、多くの被災者の助けを呼ぶ声を聞いていた。
(浪江町安達運動場仮設住宅自治会長本田昇さん)



福島第一原発の煙突



スピーディの情報秘匿は 津波被災者の早期捜索を不可能にした

- 浪江町請戸では甚大な津波被害を受け、沿岸部の生存者の捜索が12日早朝から予定されていた。
- 全員避難命令によって捜索は中止された。
- 沿岸部は低線量で、町民が避難した津島地区は非常に高線量であった。
- 深夜に浜を回った消防団員はうめき声や壊れた家の中から者を叩く音を聞いていた。
- 大震災と原発事故とが複合した「原発震災」、さらにはスピーディの情報秘匿は助けられたかもしれない被災者の命を奪った可能性がある。

何人かの尊い命が救えた 可能性があった

- 3月12日午前5時44分、突如、原子力発電所から半径10km圏内に避難指示が発令された。
- この避難指示により、早朝から予定していた津波被害者の行方不明者の搜索活動が中止された。
- 本格的に行方不明者の搜索を実施したのが、放射線量が低いことが確認され、福島県警及び消防署は4月14日から、自衛隊が5月3日と一カ月以上経過してからであった。



広河隆一氏撮影『新人間の戦場』より
2011年4月 請戸の浜でこどもの遺体を運ぶ警察官

子どもの遺体を運ぶ警察官。浪江町請戸・福島県。2011年
Police officers carry the body of child. Ukedo, Namie, Fukushima prefecture. 2011




大震災の日から約1ヶ月後に実施された搜索

行方不明者の搜索は、放射能の恐れがあるため、大震災発生の日から1か月も後に行われた。浪江町請戸・福島県。2011年
Searches for missing people are still conducted more than a month after the Great Earthquake because of radiation. Ukedo, Namie, Fukushima prefecture, 2011

浪江の悲劇を繰り返してはならない

- この浪江の悲劇をすべての市民に知って欲しいと考え、映画「日本と原発」のストーリーの主軸に据えた。
- 浪江町は東北電力の原発計画を阻止した町。
- その町が原発事故の被害によって、全町避難となったことは、あまりにも不条理である。
- このような悲劇を二度と繰り返してはならない。
- 事故の原因を徹底して明らかにする。
- 事故を引き起こした組織と個人の法的な責任を明らかにする。
- 重要な情報を市民に隠してはならない。
- 事故を繰り返さぬため、脱原発を決断しなければならない。



大量被曝をもたらした
原子カムラの犯罪 —飯舘村—

飯舘村の悲劇

- 事故直後の14－16日には一時間あたり40マイクロシーベルト(年間に換算すると350ミリシーベルト)の測定結果が得られていた。正確な線量は市民には知らされなかった。
- 早期の避難を求めた専門家もいた(京大の今中哲二氏ら)が、避難が遅れたために福島県内で最大の被曝となってしまった。
- 安全であると宣伝を続けた山下俊一氏、高村昇氏らには重大な責任がある。
- 3000人を超える飯舘村民が11月に損害賠償の申立をした。

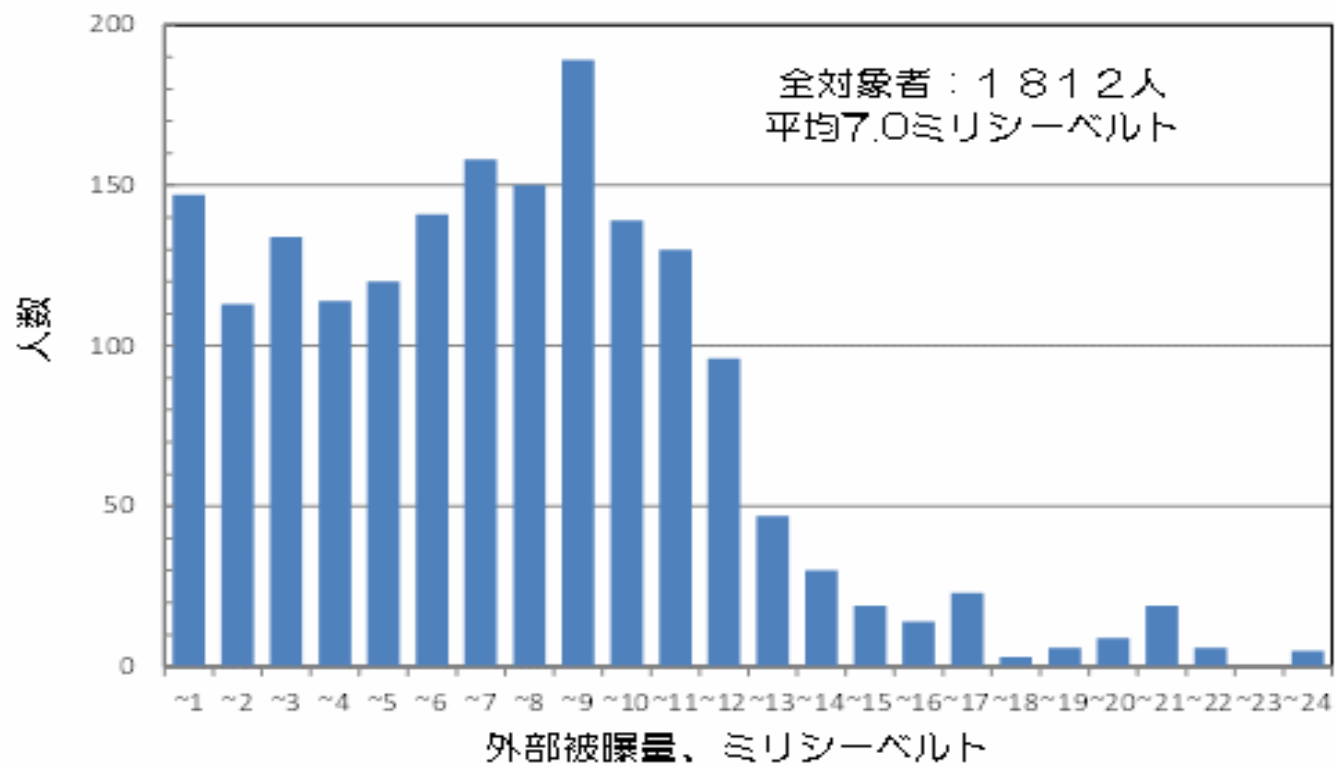


図3 聞き取り対象者1812人の初期被曝量の分布

飯舘村に残っていた方の割合の推移

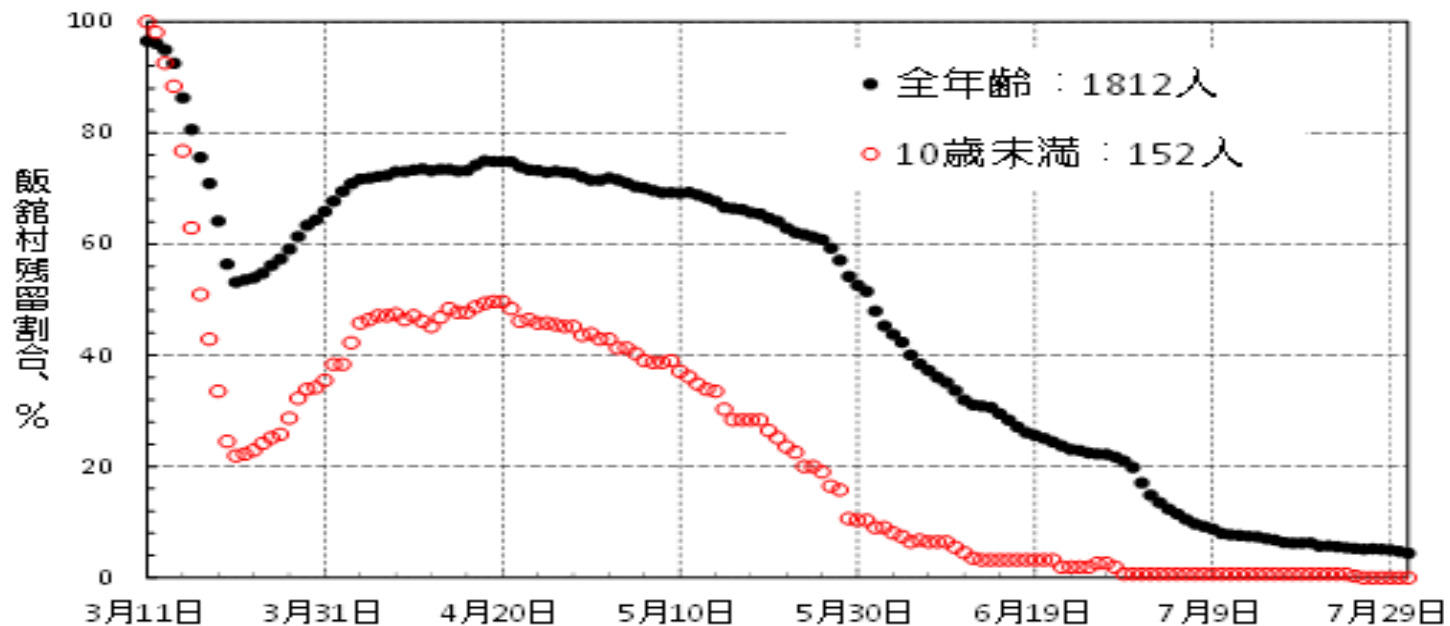


図5. 福島原発事故後の飯舘村残留割合

飯舘村から避難する 長谷川健一さんの孫





人の住まなくなった村内の田畑を群れて走るイノシシ。内部被ばくがひどいため、2014年11月13日現在でも肉は摂取制限となっている。もう誰も獲ろうとはしない。 撮影：長谷川健一



破損したままの屋根。人が住まなくなると家の傷みは早い。2014年7月15日撮影



締めきった家は空気がよどみ、すぐにカビ臭くなり、3年たつうちに畳はすっかり腐ってしまった。いつのまにかネズミの天下になり、布団も糞尿まみれで使える状態ではなくなった。2014年7月15日撮影



キノコ狩りも、栽培していたキノコの出荷もできなくなった。悔し紛れに「毒入りきのこ 自由に食べて下さい」と書いて並べてある。2011年10月撮影：長谷川健一

ふるさととの喪失・生活の破壊

- 代々引き継いできた土地・建物の喪失は経済的な価値の問題ではない
- うずたかく積み上げられる除染廃棄物による景観の喪失
- 助け合う生活そのものが喜びであったコミュニティの喪失
- 「匂いまで消されて」浪江町馬場有町長
- ふるさとは金銭によって回復することはできない
- たとえ帰還できても作物を分かち合う農業は戻らない



起こりえた最悪の破局

3. 11以上の破局的事故が起こりえた

- 起こりうる最悪の事故ではなかった
- 制御棒の挿入の失敗や水蒸気爆発という破局も起こりえた
- 4号機の使用済み燃料プールの冷却が困難となれば東京からも市民が避難しなければならなくなるという、考えるだけでも身の毛がよだつような破局もあり得た

もっと大きな被害が起こりえた

- 3月15日午前6時すぎ、福島第一原発から650人が第2原発に退避。
- 吉田所長は1F近くで待避するよう指示したが、指示は徹底しなかった。
- 対策本部は一時2Fに移動されたことを示す吉田所長名の保安院宛FAXが残っている。
- しかし、東京電力は、この事実を15日8時半の記者会見で隠蔽した。



70人の人員では4機の事故炉の管理は不可能

15日には、中央制御室は無人になり、ほとんどの時間帯で、原子炉の圧力などのパラメーターもとれていない。炉の管理は放棄されていた



2011. 3. 25 近藤駿介最悪シナリオ

福島第一原子力発電所の
不測事態シナリオの素描

平成23年3月25日
近藤 駿介

伊方原発



日本の裁判所はなぜ福島原発事故を未然に防ぐことができなかったのか

原発を止めていく方法は？

- 1 国会＝脱原発法で原発を止めていくプログラムを策定する。
- 2 行政＝エネルギー基本計画の中に脱原発を明記させる。
- 3 原子力規制行政＝バックフィット制度が導入され、厳しい基準を定立し、これを適用して再稼働を認めない。
- 4 地方自治体＝原子力安全協定に基づく同意権を行使して運転再開に反対する。地方議会の多数が得られるなら、住民投票を通じて首長の意見表明を拘束する可能性もある。
- 5 裁判所＝司法判断を通じて設置許可の取消・運転差し止めを求める。
- すべての段階で我々の闘いによって原発を止められる可能性はある。

1992年伊方原発最高裁判決

- 原発は深刻な災害を引き起こすおそれがある。
- 安全審査は災害が万が一にも起こらないようにするためのものである。
- 現在の科学技術水準が判断基準。
- 調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があれば、違法。

1995年もんじゅナトリウム火災事故 2003年勝訴判決



審査の欠落を認めたもんじゅ高裁判決 (名古屋高裁金沢支部03. 1. 27)

- もんじゅ訴訟の差戻し後の控訴審判決は、原子力訴訟においてはじめて原告の主張を正面から認め、原子炉設置許可処分は無効を確認する判決を下した。理由は以下の3点。
- 2次冷却材漏えい事故と蒸気発生器伝熱管破損事故の2点について、事故防止のための「基本設計」について、安全審査基準が守られていると判断した原子力安全委員会の安全審査の過程には「看過しがたい過誤, 欠落」があった。
- 「炉心崩壊事故」に対応するための「基本設計」についても、「放射性物質の放散が適切に抑制される」と判断した原子力安全委員会の安全審査の過程には「看過し難い, 過誤, 欠落」があった。

川崎和夫裁判長



- 画期的な判決は裁判官の徹底した審理から生み出された。
- 一年間、双方の専門家が出席した月一回の全日進行協議という異例の審理方式を実施した。
- 高裁として異例の現場進行協議を実施した。
- 当事者双方に、徹底した質問をして、疑問点を明らかにしようとした。

安全審査の欠落

- 動燃がイギリスの高速増殖炉において「高温ラプチャ」という現象が発生した蒸気発生器伝熱管破損事故についての情報を握りつぶし、原子力安全委員会へも報告していなかった
- 「炉心崩壊事故」に関し、動燃は、発生するエネルギーの数値が高い解析結果は記載せず、その数値が低く、原子炉の安全性が維持されることが明らかな解析結果のみを記載した申請書を作成していた。

最高裁逆転敗訴(2005. 5)



高裁の事実認定を覆す禁じ手を犯した もんじゅ最高裁判決(05. 5. 30)

- 事故に対応して設置許可の変更までしなければならなかった原処分について、違法性がないと断じた驚くべき判決。
- 高裁判決が認定していない事実を最高裁が勝手に書き加え、これと事実と矛盾する高裁の認定事実は全て無視した。
- 行政法学会からも厳しい批判があった。
- もんじゅは今も、炉内中継装置の落下事故のために運転を再開できていない。



**2006年志賀原発訴訟金沢地裁判決
耐震設計審査指針が不合理なものとな
っている**

旧耐震指針の不合理性を認めた志賀2号炉 金沢地裁判決(06. 3. 24)

- 北陸電力を被告とする民事差し止め訴訟。
- 政府の地震調査委員会が、原発近傍の邑知潟断層帯で一連の断層が一体として活動してM7. 6程度の地震が発生する可能性を指摘しているが、被告はこれを考慮していないとの原告の主張を全面的に認め、被告の断層の把握は不備であるとした。
- また、地震学による地震のメカニズムの解明は、旧指針当時から大きく進展しており、旧指針には現時点においてはその妥当といえないとした。
- 旧耐震設計審査指針が新たな地震学と耐震工学の知見からして、容認しがたいほど陳腐化していることを明確にした点に意義がある。

原告勝訴判決を書いた井戸元裁判官



三陸沿岸では貞観(じょうがん)地震(869年)の大津波があったことが指摘されています。長い地球の歴史から見れば、わずか千年前に起こったことは、また起こりうる『具体的危険』だと思います。原発という危険なものを扱う以上、当然、備えるべきです。東京電力がまともに対応しなかったのは信じられません。(朝日新聞2011年6月2日)

3. 11前には、2つだけの勝訴判決

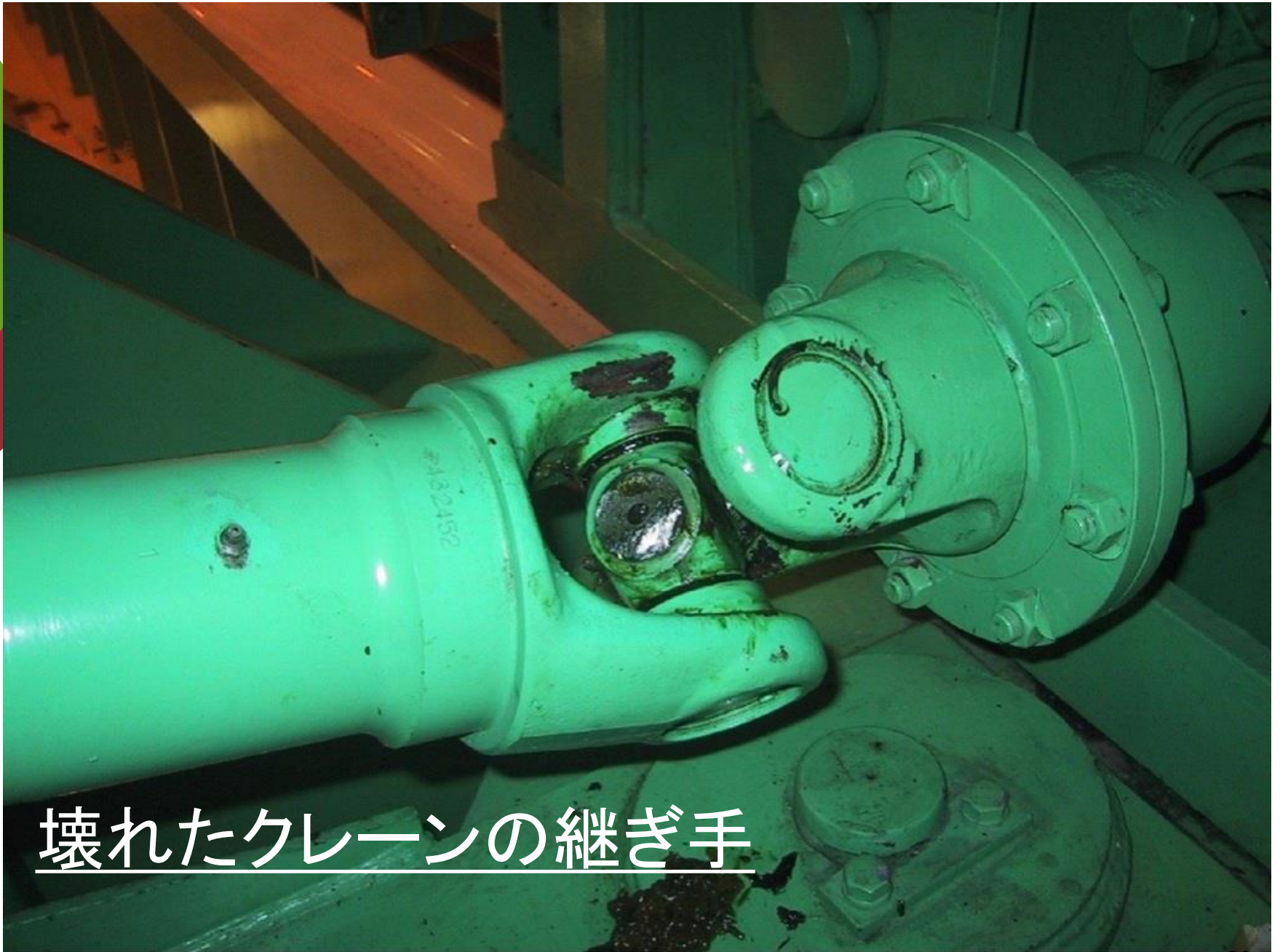
- はじめて原告勝訴の2003年名古屋高裁金沢支部 もんじゅ訴訟判決。
- 耐震設計審査指針の合理性が失われていることを理由に原告勝訴を導いた2006年の金沢地裁志賀二号炉判決
- 1990年代から2000年代前半にかけて、結論は敗訴でも、裁判官が原発の安全性に疑問を持ち、悩んだ痕跡のある興味深い判決がたくさん残っている。

二つの最高裁判決が招いた 司法の判断放棄

- 2005年のもんじゅ最高裁判決は高裁判決の専権である事実認定さえ書き換え、原告勝訴判決を理解困難な論理によって覆した。
- 2009年柏崎最高裁判決は安全審査の想定をはるかに超える中越沖地震による柏崎原発の3000カ所もの同時故障の発生を高裁審理終了後のことがらだとして無視した。
- この二つの最高裁判決の誤りこそが、一人一人の裁判官を萎縮させ、司法の判断放棄を招いた。



中越沖地震の警告を受け止めなかつた東京電力と最高裁

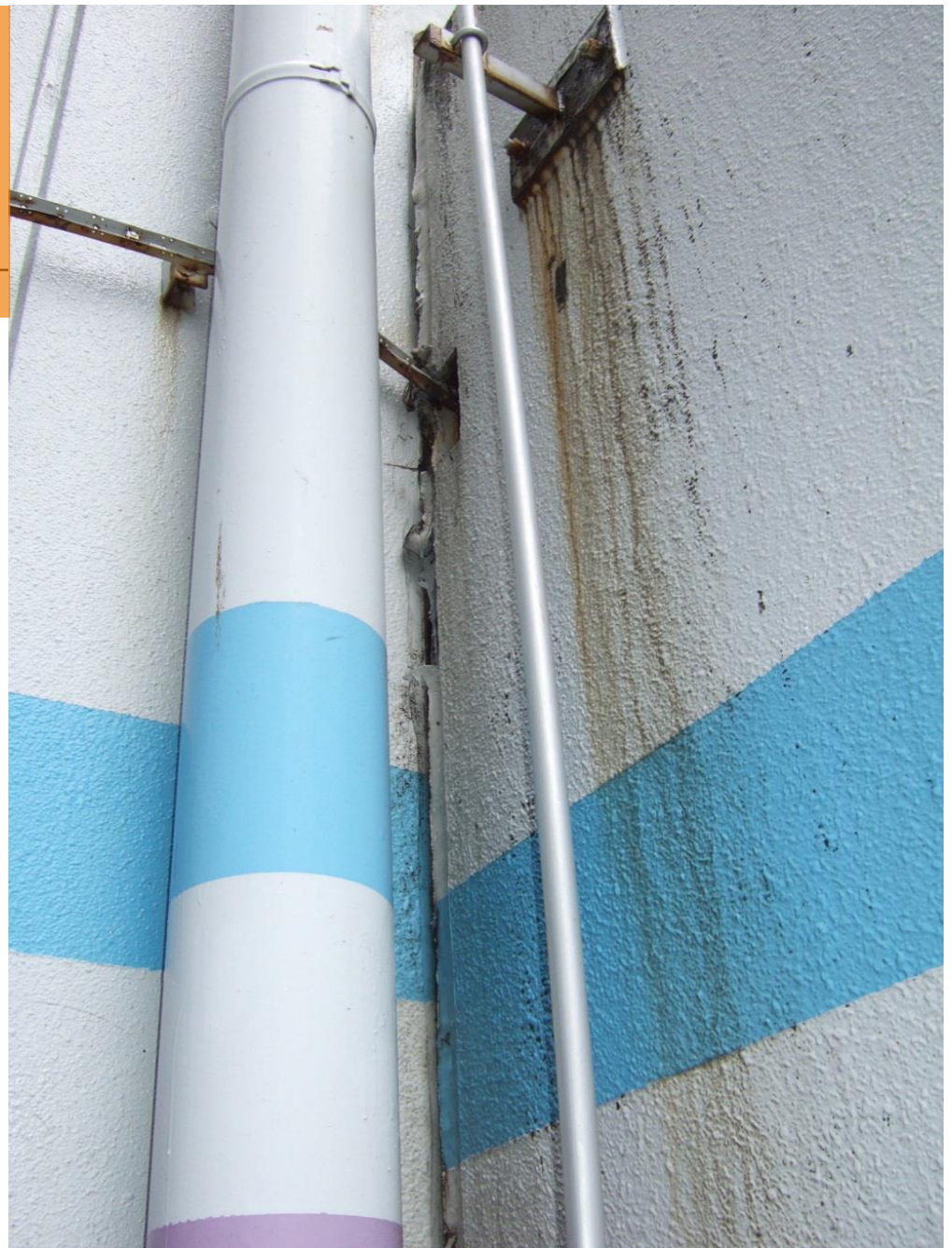


壊れたクレーンの継ぎ手

1号炉：原子炉復号建屋の地下5階が冠水。
地下水の流入か？ どこから？



1号炉：原子炉建屋と
タービン建屋のあいだに
大きな落差。



1号炉:タービン複合建屋



1号炉:タービン複合建屋



1号炉:タービン複合建屋




中越沖地震の教訓を活かせなかった 東京電力

- 今回の事故は中越沖地震の際の柏崎原発の被災を重く受け止めて、対策を講ずることができていれば、未然に防止できた可能性がある。
- 冷温停止に14時間がかかった、この現象は福島第1原発で起きた悲劇の序章であった。
- 福島第1の吉田所長は、この中越沖の経験を「原発は地震に強い」と考え、教訓化しなかったことを政府事故調の調書で認めている。



浜岡原発訴訟 —原告が提起した 耐震安全性への疑問—



浜岡原発訴訟が提起した 安全性への疑問

- 地震時に停止できるか
- 配管・機器の健全性は保たれるか
- 地震による共通原因故障に耐えられるか
- 非常用電源は起動できるか

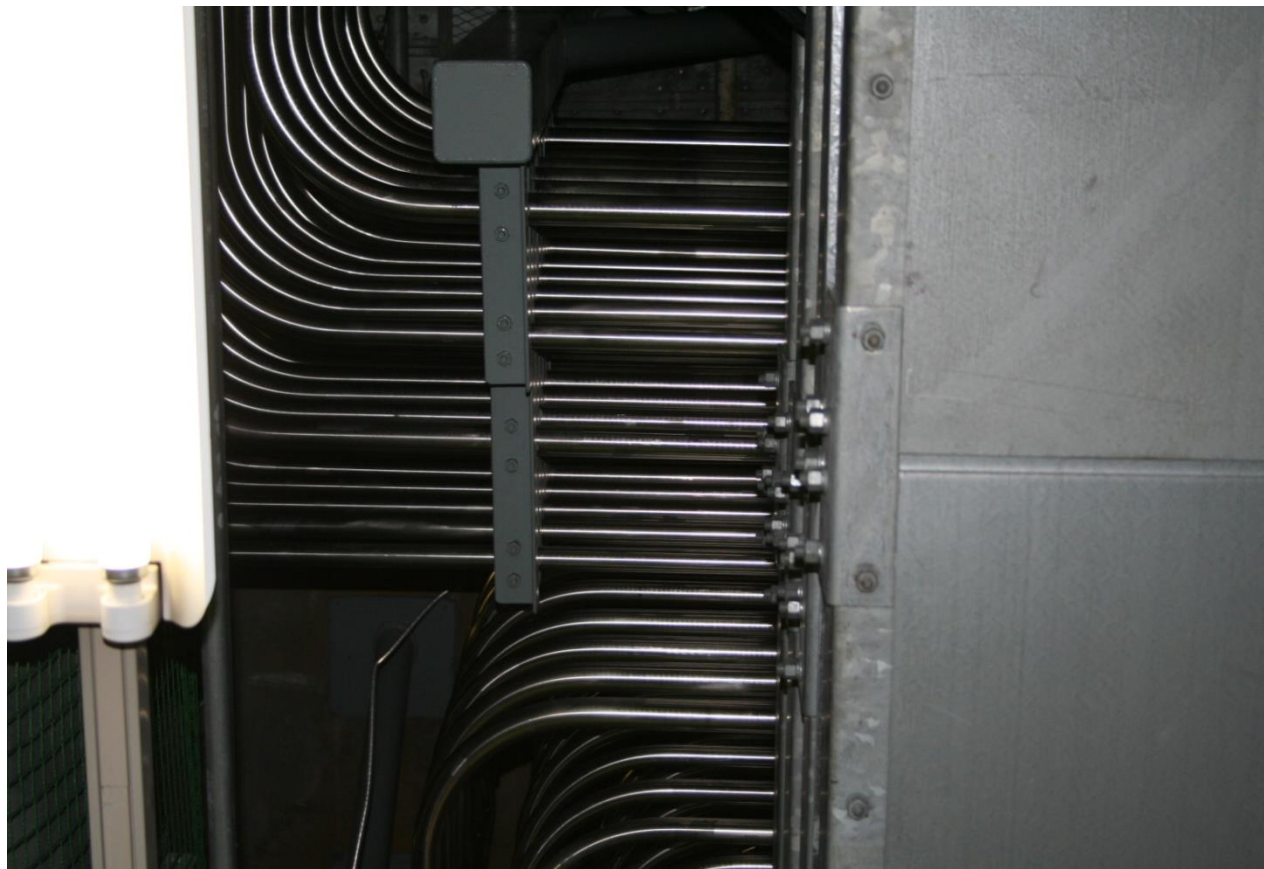
浜岡原発4号炉の圧力容器下のペDESTAL(原子炉 圧力容器の台座)内部



ペDESTアル内で圧力容器を見上げた光景(浜岡2号炉)



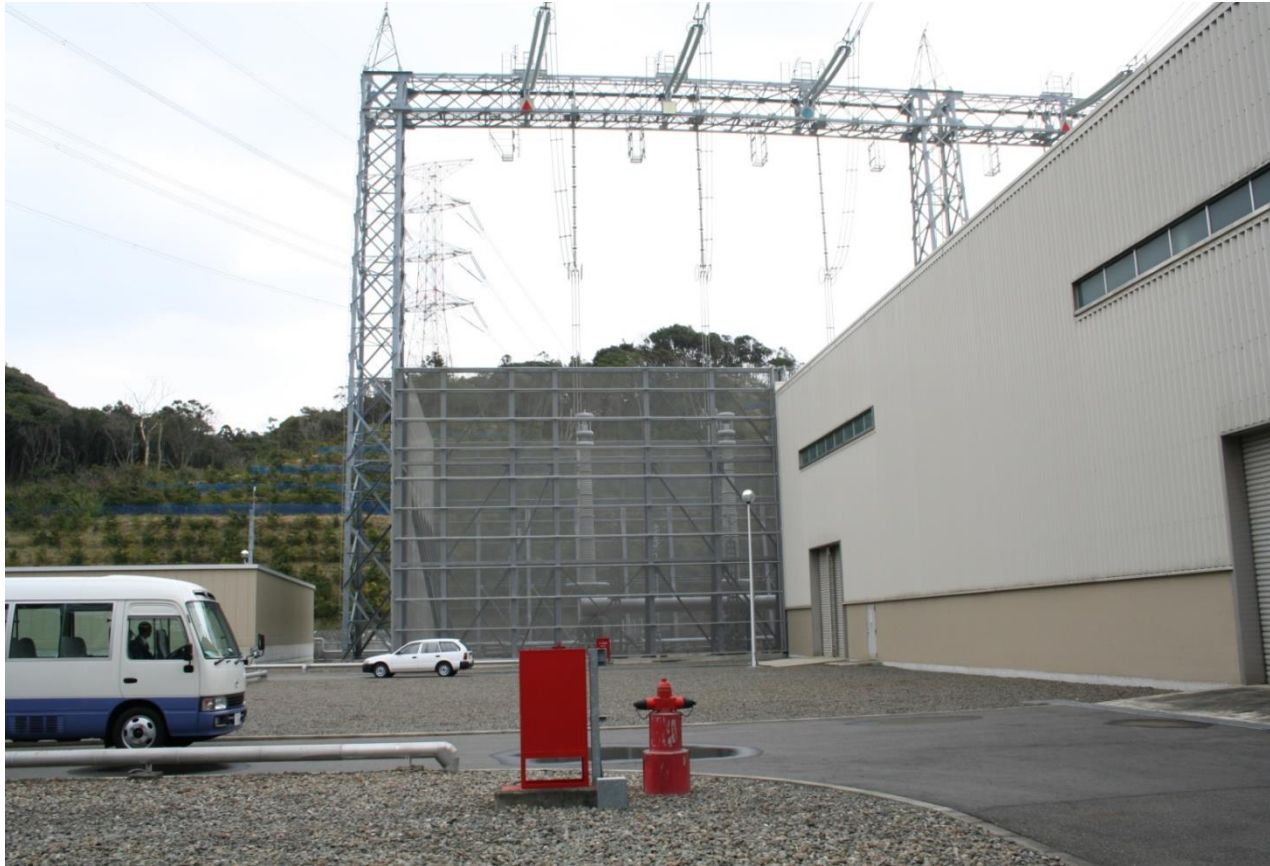
制御棒駆動系水圧系配管 (浜岡4号炉)



制御棒駆動系水圧系配管と 緊急停止信号系ケーブル(浜岡4号炉)



外部電源の脆弱性(4号炉)



非常用ディーゼル発電機(4号炉)



軽油タンク



軽油タンクからディーゼル発電機までの の送油管



非常用ディーゼル発電機室内 の送油管



地震による複数同時故障 を否定した判決

- 耐震設計審査指針等の基準を満たしていれば安全上重要な設備が同時に複数故障することはおよそ考えられない
- 原告らが主張するような複数の再循環配管破断の同時発生、停電時非常用ディーゼル発電機の2台同時起動失敗等の複数同時故障を想定する必要はない

抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を 国の施策上むやみに考慮することは避け なければならない

- 「想定東海地震を超える地震動が発生するリスクは依然として存在する」として原告の主張立証が一応なされたことを認めつつ、「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」
- リスクとしての範囲に止まるもので、これに対しては、本件原子炉施設に関する基準地震動の設定その他における安全余裕によって対処できるものと判断される。

判決の誤りは自然が証明するだろう



- 2007年10月26日浜岡原発訴訟判決の日に静岡地裁前で石橋克彦氏は「この判決が間違っていることは自然が証明するだろうが、そのとき私たちは大変な目に遭っている恐れが強い」と述べた。福島原発事故はこの予言の現実化であった。
- 浜岡訴訟で勝利できていれば、全国的に原発の地震対策が強化され、今回の福島における悲劇を未然に防止できた可能性がある。
- 司法はこの経験を深刻に反省しなければならない。



ドイツの司法と大飯判決・高浜決定 の論理

福井地裁判決とドイツにおける司法判断のあり方の著しい共通性



(ドイツ連邦行政裁判所 ライプチヒ 撮影筆者)

- ミュルハイムケリヒ原発に関する1995年3月11日RP州高等行政裁判所判決
- 1998年1月14日連邦行政裁判所ミュルハイムケリヒ原発第3次判決
- 同炉の廃炉が決まった。

我々は行政から完全に独立している。原発に厳しい判決を下した裁判官には何の不利益もない。日本の状況を憂えている。



ミュルハイムケリヒ原発の差し止めを決めたドイツ連邦
行政裁判所の壁面に彫られた権力を象徴するライオン
にかけられた鎖のレリーフ



ドイツの裁判所の判断基準



ミュルハイムケリヒ原子炉の閉鎖を決めた訴訟を担当したクリンガー弁護士 2014年5月 ベルリンにて
筆者撮影

- 行政裁判所において原発の認可の是非が判断されてきたが、認可処分の際にあらゆる見解に対して適切な考慮がなされなければならない、行政の調査不足、考慮不足があれば認可は取り消されるという判断枠組みがとられてきた。
- このような見解に対して評価をする際に、行政が恣意的な判断をすることは許されず、ある見解を採用しない場合にはその根拠が十分に示されなければ、そのような判断は恣意的な判断として取消の対象となるとされてきた

RP高等行政裁判所1995年判決

- 行政庁は、安全基準地震動を決定するにあたり、古い記録には不正確な記述が多いことを考慮に入れず、記録の正確さ(誤差範囲)に対する検討を怠った。(保守的評価不足)
- 過去の地震記録は約1000年という短い期間内でのものに限られ偶然に左右される要素もある。したがって、行政庁は、原発立地点のテクトニクス構造内で過去に発生した最大強度の地震動を割り出したうえで、これに安全係数を加えたうえで震源の深さ等について悪条件を想定するなどの追加的な方法による比較検討をおこなう必要があった。(保守的評価不足)

平均値で地震動を想定してはならない

- 安全基準地震動の発生確率を推定することは、確保された安全裕度を知るうえで重要であり、学問と技術の水準に照らし不可欠である。行政庁は過去1000年の地震記録を基礎として、『100万年に5度』という発生頻度を算出した。しかし、これには統計学的観点から大きな疑問が残る。(保守的評価不足)
- 安全基準地震動に対応する最大加速度を求める際に用いた算定式(Murphy/O'Brien)は、北米において過去に発生した地震をもとにそれらの中央値を表したものである。地震の強度と最大加速度の関係には大きなバラツキがあることを考えれば、これに対する批判的な検討が不可欠であった。(保守的評価不足)



**多くの市民の脱原発の確信こそが
、司法を動かし、政治を動かす**

原発は 私たちの知恵と力で止められる！

- 不幸な事故を契機として、多くの市民が脱原発の実現のために立ち上がり、闘い始め、仲間は何倍にも増えた。
- いまや、原発を止められるものなら止めたいという思いは、多くの国民の共通認識となった。
- 多くの市民の願いは、民主主義が機能している社会では、必ず実現するはずであるし、実現させなければならない。

悲劇を忘れず、福井地裁判決を糧に 、必ず脱原発を実現する

- 政府の政策は原子力推進に逆戻りしている。
- そのような状況の中で、大飯の差し止め判決は全国の市民に大きな勇気と確信を与えた。
- 再稼働が急がれている川内原発、高浜・大飯原発では、住民は本訴だけでなく、仮処分を申し立てて闘い、一勝一敗のタイに持ち込んだ。
- 私たちの最大の敵は忘れることである。

知情意の結合こそ要

- 脱原発のために必要な第1の要素は、原子カムラの論理に打ち克つ知識を体得することである。
- 第2の要素は、福島で起きた被害を肌感覚で知り、これを繰り返してはならないと心で感じることである。
- 第3の要素は、この闘いは勝てるという確信を共有することである。
- 知情意の結合で、脱原発は必ず実現できる。
- 全国の原発訴訟の取り組みに注目とご支援を！